留萌市各種審議会委員の募集について

留萌市では、令和７年４月に改選期を迎える２つの審議会の委員を募集します。
各種審議会委員とは、市がこれから進めようとするさまざまな仕事を適正に進めるため、皆さんから意見や提言をいただくための組織の委員で、より多くの意見を反映させるために公募制を導入しています。
留萌市自治基本条例による『市民参加の原則』の趣旨のとおり、住み良い留萌市にするため、多くの市民の皆さんからご意見などをいただきたいと思います。

１　募集する各種審議会委員

今回募集する各種審議会とその概要、任期などは裏面の表のとおりです。
年間２～４回程度の会議（会議に要する時間は、主として平日２時間程度）を予定しています。
各出席委員には、１回につき３，０００円の報酬が支給されます。

２　公募対象者

対象者は、留萌市内に居住かつ住所のある満２０歳以上７５歳以下（令和７年４月１日現在）で市税等を完納されている方に限ります。

３　申込方法

「留萌市各種審議会選考申込書（別記様式１号）」に必要事項を記入し、令和７年１月１４日（火）から２月２８日（金）までに（郵送の場合も２８日必着）市役所総務課へ申込み下さい。申込書については、市役所総務課、中央公民館、はーとふる、るもいプラザにて配布しております。なお、留萌市ホームページからもダウンロードが可能です。

４　選考方法

（１）公募条件を満たしている場合、委員候補者として名簿に登録します。
（登録期間は２年間となります。）
（２）ご本人のご希望などを考慮して、順次、委員に委嘱します。
（３）応募者多数の場合など、名簿に登録されても委員に委嘱されない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
（いずれの場合も、決定内容について３月中にご本人あてに通知します。）

５　その他

（１）既に市の審議会の委員等に選任されている場合につきましては、留萌市審議会の設置等に関する規程第４条第１項第５号に基づき、「ほかの審議会などの委員の職を４職以上兼ねる方は審議会の委員に任命しないこと。」とされておりますのでご了承願います。
（２）現在、留萌市では「女性・青年の市政への参加を積極的に推進する」こととしており、今回の各種審議会委員の公募につきましても、女性及び青年層の方々の積極的な応募をお願いいたします。

今回募集する各種審議会委員

	審議会等の名称	話し合いの内容	任期	募集人員
①	留萌市環境審議会	環境の保全及び創造に関することや、環境基本計画､環境行政に関することなどについて話し合います。	令和７年４月１日～令和９年３月３１日（任期：２年間）	３名
②	留萌市上下水道事業運営委員会	留萌市上下水道事業の運営に関することなどについて話し合います。		２名
	計			５名

※各種審議会の詳しい内容につきましては、それぞれ次の担当課へお問い合わせ下さい。
①環境保全課環境保全係　　４２－１８０６
②上下水道課管理係　　４２－５１５１

問合わせ及び申込み先	〒077-8601 留萌市幸町１丁目１１番地　留萌市役所総務部総務課人事研修係 ℡0164-42-1802（直通）　e-mail:jinji@e-rumoi.jp